

高齢者生協ヘルプサービスかけはし運営規程

(事業の目的)

第 1 条 愛知県高齢者生活協同組合が開設する「高齢者生協ヘルプサービスかけはし」(以下、「事業所」という)が行う障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律に基づく居宅介護、重度訪問介護及び同行援護(以下、「居宅介護等」という)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が居宅支給決定を受けた利用者及び障害児に対し、適正な居宅介護等を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第 2 条 事業所の従業者は、利用者及び障害児が居宅において日常生活を営むことができるよう、その利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排泄及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言並びに外出時における移動の介護その他、生活全般にわたる援助を行うものとする。

2 事業所の従業者は、利用者及び障害児の意思及び人格を尊重し、常に利用者及び障害児の立場に立ってサービスの提供を行う。

3 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、他の障害福祉サービス事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

4 前項の他、関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称等)

第 3 条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

(1) 名称 高齢者生協ヘルプサービスかけはし

(2) 所在地 岡崎市大門 2-7-9

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第 4 条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1 名

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも居宅介護等の提供に当たるものとする。

(2) サービス提供責任者 1 名

サービス提供責任者は、事業所に対する指定居宅介護の利用の申込みに係る調整、従業者に対する技術指導等のサービス内容の管理及び居宅介護計画の作成等を行う。

(3) 従業者 2.5 名以上(常勤換算)

(営業日及び営業時間)

第 5 条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、12月30日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前9時から午後6時までとする。
- (3) 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(通常の事業の実施地域)

第 6 条 通常の事業の実施地域は岡崎市の区域とする。

(居宅介護等の内容及び主たる対象者)

第 7 条 居宅介護等の内容は、次のとおりとする。

- (1) 身体介護
 - ア 居宅における身体介護
 - イ 通院等介助 (身体介護を伴う場合)
- (2) 家事援助
 - ア 家事援助
 - イ 通院等介助 (身体介護を伴わない場合)
- (3) 重度訪問介護
- (4) 同行援護

2 事業所において居宅介護等を提供する対象者は、次のとおりとする。

- (1) 居宅介護 ①身体障がい者 ②知的障がい者 ③障がい児 ④精神障がい者
⑤難病等対象者

(利用者から受領する費用の額)

第 8 条 指定障害福祉サービスを提供した場合の利用料の額は、告示上の額とし、当該障害福祉サービスが法定代理受領サービスであるときは、その1割とする。
ただし、市町村が定める月額負担上限額の範囲内とする。

2 第6条の通常の事業の実施地域を越えて行う居宅介護等に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は次の額を徴収する。

- (1) 通常の事業の実施地域を越えた地点から片道10キロメートル未満
400円
- (2) 通所の事業の実施地域を越えた地点から片道10キロメートルを越える場合
600円

(緊急時等における対応方法)

第 9 条 従業者は、居宅介護等の提供を行っているときに、利用者及び障害児に病状の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに医療機関への連絡を行うなどの必要な措置を講ずるとともに、管理者へ報告しなければならない。

(虐待防止に関する事項)

第10条 事業所は、利用者及び障害児の人権の擁護、虐待の防止等のため、以下の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止に関する責任者の選定及び設置
- (2) 成年後見制度の利用支援
- (3) 苦情解決体制の整備
- (4) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施
- (5) 虐待防止のための対策を検討する虐待防止委員会の設置及び委員会での検討結果についての従業員への周知徹底

(その他運営に関する重要事項)

第11条 事業所は、利用者及び障害児に対して、適切な居宅介護等を提供するため、従業者の勤務体制を整備するとともに、従業者の資質の向上を図るため、研修(前条に規定する利用者及び障害児の人権の擁護、虐待の防止等の内容を含む)の機会を次のとおり設けるものとする。

- (1) 採用時研修 採用後1か月以内
- (2) 継続研修 年2回以上
- 2 従業者は、業務上知り得た利用者及び障害児または、その家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者及び障害児またはその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
- 4 事業所は居宅介護等のサービス提供等に関する記録を整備し、これを5年間保存するものとする。
- 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は愛知県高齢者生活協同組合と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則 この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 この規程は、平成25年7月29日から施行する。

附 則 この規程は、平成27年8月1日から施行する。

附 則 この規程は、平成29年7月1日から施行する。

附 則 この規程は、令和2年7月1日から施行する。

附 則 この規程は、令和4年6月1日から施行する。

附 則 この規程は、令和5年10月1日から施行する。